

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業に係る総合評価方式による
一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、我孫子市が発注する我孫子市リサイクルセンター整備運営事業に係る総合評価方式による一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事

我孫子市リサイクルセンターの設計及び施工業務をいう。

(2) 運營業務

我孫子市リサイクルセンターの運転管理業務、維持管理業務、情報管理業務、環境管理業務、防災管理業務及びその他の運営に関する業務をいう。

(3) 総合評価方式による一般競争入札

技術的な工夫の余地が大きい技術提案を要する建設工事及び運營業務について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利な内容をもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象事業)

第3条 この要領に基づき実施する総合評価方式による一般競争入札の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、我孫子市リサイクルセンターの整備運営に係る事業とする。

(参加資格要件)

第4条 対象事業の総合評価方式による一般競争入札に参加する者(以下「参加者」という。)の資格要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。なお、参加資格確認基準日等については、入札説明書に記載のとおりとする。

- (1) 令和 8・9 年度我孫子市入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第 2 項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (3) 我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 15 年訓令第 8 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成 27 年告示第 84 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく措置要件該当者であると認められた者でないこと。
- (4) 対象事業に適正な技術者を配置できること。
- (5) 過去 6 月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から 2 年を経過していること。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てに係る株式会社にあつては、同法第 41 条第 1 項の規定による更生手続き開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てに係る債務者にあつては、同法第 33 条第 1 項の規定による再生手続き開始決定がなされていること。
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者でないこと。
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していない者でないこと。
- (11) 役員等（参加者が個人である場合には当該個人を、参加者が法人であ

る場合には当該法人の役員又は当該法人の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(12) 過去3月以内に我孫子市から契約解除をされた者でないこと。

(13) 過去1年間に市発注の工事の成績について通知を受けた者にあつては、当該工事の成績に60点未満のものがないこと。

(14) 清算中の株式会社である民間事業者について、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。

(15) その他市長が必要があると認める事項
(落札者決定基準等)

第5条 落札者決定基準(令第167条の10の2第3項の落札者決定基準をいう。以下同じ。)には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他の基準を定めるものとする。

2 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)に意見を聴かなければならない。

3 前項に規定する学識経験者は、我孫子市リサイクルセンター整備運営事業者選定委員会規則(令和7年規則第2号。以下「委員会規則」という。)第2条第1号の学識経験を有する者とする。

4 市長は、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときは、我孫子市附属機関設置条例(令和元年条例第17号)第2条の規定により設置された我孫子市リサイクルセンター整備運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(評価基準)

第6条 市長は、前条第1項の評価基準に係る評価項目を設定するときは、当該項目が基礎審査項目又は提案審査項目のいずれに該当するかを明らかにするものとする。

2 前項における基礎審査項目は、入札参加者から提出された技術提案を含む事業提案書について、要求水準書に規定された性能要件を満足しているかを審査

するものであり、参加者の提案が基礎審査項目を満たさない場合は、失格とする。

- 3 第1項の提案審査項目は、非価格要素審査項目と価格審査項目に分け、各評価項目に対する得点配分は、その必要度又は重要度に応じて定めるものとする。
(予定価格)

第7条 予定価格は、建設工事及び運營業務のそれぞれについて定めるものとする。

(入札公告)

第8条 対象事業に係る契約を締結しようとする場合における令第167条の6第1項の入札について必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格審査の申請時に提出が必要な書類の内容及び提出期間
- (2) 評価資料の提出時に提出が必要な書類の内容及び提出期間
- (3) 入札書の提出時に提出が必要な書類の内容及び提出期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 令第167条の6第1項及び我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号。以下「規則」という。）第125条第1項の規定による公告をしたときは、我孫子市ホームページに掲載する。

(入札に必要な書類の提出等)

第9条 参加者は、公告時に示す様式集に記す入札関係提出書類（以下「提出書類」という。）を、市長が指定する期日までに書留又は簡易書留の方法により市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出された提出書類は、返却しない。
- 3 提出書類を提出しない参加者による入札又は提出書類に必要事項が記載されていない参加者による入札は、無効とする。
- 4 提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(入札参加資格の審査)

第10条 前条の規定による申請があったときは、発注主管課長が我孫子市建設工事等入札及び契約制度検討委員会（我孫子市建設工事等入札及び契約制度検討委員会設置要綱（平成5年訓令第15号）第1条の規定により設置されたものをいう。）の意見を聴いて審査を行い、その結果を我孫子市入札等審査会（我

孫子市入札等審査会規程（昭和 53 年訓令甲第 5 号）第 2 条の規定により設置されたものをいう。）に報告するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する入札参加資格の審査において、入札参加資格がないと認める参加者があった場合は、遅滞なく当該参加者に通知する。
- 3 前項の規定による通知を受けた参加者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して 5 日（我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第 21 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。第 19 条において同じ。）以内に市長に対し、入札参加資格がないとした理由について説明を求めることができる。

（入札の執行）

第 11 条 入札は、入札書を作成し、提出書類に含めて郵送により行う。

- 2 発注主管課長は、提出された入札書を安全かつ適切な方法で管理しなければならない。
- 3 入札書が到達したか否かの問合せには、一切応じない。
- 4 入札書の開札は、発注主管課職員が、指定する日時及び場所において、参加者を立ち合わせて行う。この場合において、参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせなければならない。

（入札の辞退）

第 12 条 参加者は、開札の執行の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができる。

- 2 参加者は、入札を辞退しようとするときは、開札の執行の完了までに、入札辞退届を発注主管課に持参し、又は書留若しくは簡易書留（開札日の前日までに到達するものに限る。）の方法により提出するものとする。

（評価の方法）

第 13 条 提案審査項目のうち、非価格要素審査項目及び価格審査項目を点数化し、合算して得た数値を総合評価点として評価する。

- 2 価格審査項目は、建設工事及び運營業務のそれぞれの入札価格の合計により評価する。
- 3 非価格要素審査項目の点数は、項目ごとの得点の合計により算定するものとする。

（落札者の決定）

第 14 条 落札者の決定は、次の各号のいずれにも該当する参加者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- (1) 建設工事及び運營業務の入札価格のそれぞれが、建設工事及び運營業務ごとに定める予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 低入札価格調査を実施した場合においては、契約の相手方として不適当とされないこと。

2 総合評価点の最も高い者が複数ある場合には、当該参加者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該参加者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせて決定するものとする。

(入札の無効)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 規則第 130 条各号に該当するもの。
- (2) 提出書類を提出しない参加者によるもの又は提出書類に必要事項が記載されていない入札者によるもの。
- (3) 入札の際に提出された内訳書の合計金額と入札書に記載した金額が一致しないもの。
- (4) 入札の際に提出された内訳書又は入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの。
- (5) 入札書の入札金額の記載が訂正されているもの。
- (6) 所定の入札保証金を納付していない者（納付を免除された者を除く。）が行ったもの。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為によった入札。
- (8) その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札。

(提出図書の取扱い)

第 16 条 市長は、提出書類を参加者の資格の審査及び評価項目の審査以外の目的に利用してはならない。ただし、提出書類を提出した参加者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りではない。

2 提出書類は、公表しないものとする。

(提案事項の担保)

第 17 条 市長は、対象事業の落札者が行った技術提案について、当該技術提案が確実に履行できるようにするため、契約、施工管理、検査等の各段階において必要な措置を講ずるものとする。

(入札結果の公表)

第 18 条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに落札者、提出書類の評価の結果、入札価格及び総合評価点について公表するものとする。

2 前項の公表は、我孫子市ホームページに掲載する方法による。

(評価の説明)

第 19 条 入札者のうち落札者とならなかった者は、前条の規定による公表を行った日の翌日から起算して5日以内に、市長に対し、落札者として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(補則)

第 20 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月8日から施行する。